

介護保険さがせるnet

— 介護報酬・運営基準 —

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

はじめに	
推奨環境	1
1 ご利用の開始と終了	
1-1 ログイン	2
1-2 パスワードの変更	4
1-3 ユーザーID・パスワードを忘れた場合	5
2 コンテンツのご利用	
2-1 収録コンテンツ	6
2-2 介護報酬	7
2-3 人員・設備・運営基準	15
2-4 キーワード検索	17
2-5 目次検索	18
2-6 介護保険法・介護報酬 関連資料	20
3 介護net シリーズ ポータルサイト	
3-1 TOP画面	21
3-2 ふせん・メモ	22
3-3 メールマガジン	23
3-4 全国自治体リンク	24

〔推奨環境〕

OS	Microsoft® 7 ※Mac OS® には対応していません。
WEB ブラウザ	Microsoft® Windows® Internet Explorer® 7~11
ディスプレイ解像度	1024×768 ピクセル
Cookie	有効（標準設定）
JavaScript	有効（標準設定）
スタイル（スタイルシート）	有効（標準設定）
アドオン	Adobe® Reader® (8.0 以上)
設定調整について	設定調整につきましては、社内ネットワーク管理者様もしくは、ご契約のネットワーク業者様へご相談ください。

※ 推奨環境においても、お客様のご利用環境（セキュリティソフトやネットワーク環境等）やブラウザの設定によっては処理に時間を要したり、表示不具合や一部の機能が正常に動作しない場合がありますので、予めご了承ください。

はじめに

推奨環境

ご利用いただく前に、推奨環境をご確認ください。

【ログイン】



1 ご利用の開始と終了

1-1 ログイン

<http://kaigonet.dh-fukushi.com/>

にアクセスします。

【ログイン】画面です。

- ① お客様のユーザ ID (メールアドレス) を入力してください。
- ② パスワードを入力してください。
- ③  ボタンをクリックしてください。

ログインしました。

介護 net シリーズのメニュー画面が表示されます。

 ボタンをクリックしてください。

「介護保険さがせる net」の【TOP】画面です。

【ログアウト】



ログアウト時には、必ず、画面右上部にある
▶ログアウト をクリックして、ログアウトしてください。



ログアウトすると【ログアウト】画面が表示されます。

【パスワードの変更】

The screenshot shows the login page with fields for 'ユーザID(メールアドレス)' and 'パスワード'. A callout box points to the 'パスワードを変更する' link at the bottom left of the page.

The screenshot shows the password change page with four input fields: 'ユーザID', '現在のパスワード', '新規のパスワード', and '確認のための新規のパスワード'. A callout box points to the 'パスワードの変更' button at the bottom left.

1-2 パスワードの変更

ログイン時のパスワードを変更したい場合は、以下の手順にしたがって、パスワードの変更設定をお願いします。

<http://kaigonet.dh-fukushi.com/>

にアクセスします。

【ログイン】画面です。

• **パスワードを変更する** ボタンをクリックしてください。

【パスワードの変更】画面です。

- ① お客様のユーザ ID (メールアドレス) を入力してください。
- ② 「現在のパスワード」を入力してください。
- ③ 「新規のパスワード」を入力してください。
※ 半角英字、半角数字で、4文字以上32文字以下にしてください。
※ !"#\$%&'()*~|-^@<.:;.,./{+*}>?_ 以外の記号は使用できません。
- ④ 「新規のパスワードの再入力」をしてください。
- ⑤ **パスワードの変更** ボタンをクリックしてください。

【パスワードの変更 続き】



【パスワードの変更完了】画面です。

パスワードの設定が正常に完了すると、左記の画面が表示されます。

「続ける」ボタンをクリックしてください。

【再ログイン】画面にて、ログインしてください。

1-3 ユーザー ID・パスワードを忘れた場合

【ログイン】画面より「ID/パスワードの再発行」をクリックしてください。第一法規株式会社の「WEBサービスお問合せ総合受付」にジャンプします。

ID・パスワードの再発行を行いますので、お問合せフォームに必要事項を入力し、「介護保険さがせる net—介護報酬・運営基準—」を選択し、ご連絡ください。

【フリーダイヤル】

TEL : 0120-203-694

(受付時間 : 9:00~17:30 土・日・祝日・年末年始を除く)

FAX : 0120-302-640

〔収録コンテンツ一覧〕

	<p style="text-align: center;">2-2 介護報酬</p> <p>介護報酬の加算や減算に関する規定やQ&Aを調べたいとき 各サービスの介護報酬(介護給付費・加算・減算)に関する法令の規定事項・解釈通知の記載内容・解説・厚生労働省Q&A・関連通知が確認できます。</p>	<p>コンテンツ画面 ⇒ 7ページへ</p>
	<p style="text-align: center;">2-3 人員・設備・運営基準</p> <p>人員・設備・運営基準に関する規定やQ&Aを調べたいとき 各サービスの人員・設備・運営基準に関する法令の規定・解釈通知の記載内容・解説・厚生労働省Q&A・関連通知が確認できます。</p>	<p>コンテンツ画面 ⇒ 15ページへ</p>
	<p style="text-align: center;">2-4 キーワード検索</p> <p>フリーキーワード検索で探したいとき 通知・厚生労働省Q&A・解説について、フリーキーワードによる検索ができます。</p>	<p>コンテンツ画面 ⇒ 17ページへ</p>
	<p style="text-align: center;">2-5 目次検索</p> <p>書籍のように「目次」から法令・通知・Q&Aを探したいとき 体系的な目次から法令・通知・厚生労働省Q&Aを探することができます。</p>	<p>コンテンツ画面 ⇒ 18ページへ</p>
	<p style="text-align: center;">2-6 介護保険法・介護報酬 関連資料</p> <p>介護保険法改正や介護報酬改定時の通知等を探したいとき 年度別に整理された介護保険法改正、介護報酬改定等に関する通知等の行政資料や、社会保障審議会介護給付費分科会資料、介護保険担当課長会議資料などを掲載しています。</p>	<p>コンテンツ画面 ⇒ 20ページへ</p>

2 コンテンツのご利用

2-1 収録コンテンツ

本商品の収録コンテンツ一覧です。

各コンテンツ画面は、【TOP】画面にある左記ボタンをクリックすると移動します。

また、画面上部のタブからも、各コンテンツ画面に移動することができます。

〔介護報酬 サービス一覧〕

介護報酬 サービス一覧

居宅介護支援・介護予防支援	
居宅介護支援	
介護予防支援	

施設サービス	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設（療養病床を有する病院）	
介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所）	
介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院）	

地域密着型（介護予防）サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型通所介護	予防
小規模多機能型居宅介護	予防
認知症対応型共同生活介護	予防
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

居宅・介護予防サービス	
訪問介護	予防
訪問入浴介護	予防
訪問看護	予防
訪問リハビリテーション	予防
居宅療養管理指導	予防
通所介護	予防
通所リハビリテーション	予防
短期入所生活介護	予防
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	予防
短期入所療養介護（療養病床を有する病院）	予防
短期入所療養介護（診療所）	予防
短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院）	予防

2-2 介護報酬

介護報酬 サービス一覧

- 【TOP】画面の「介護報酬を探す」ボタンをクリックすると、介護保険のサービス一覧が表示されます。
- 確認したいサービスのボタンをクリックしてください。
※ 介護予防サービスを選択する場合は、各サービスボタンの横の「予防」ボタンをクリックしてください。
例) 「介護予防認知症対応型通所介護」を選択したい場合は「認知症対応型通所介護」の横の「予防」ボタンをクリックします。

〔介護報酬 報酬・加算・減算一覧〕

介護報酬 報酬・加算・減算一覧

- 確認したいサービスのボタンをクリックすると、介護報酬のキーワード（報酬・加算・減算名等）の一覧が表示されます。
 - キーワードごとに、それに関連した「法令・解釈」、「解説」、「厚労Q&A」、「関連通知」のボタンがありますので、確認したい情報をクリックしてください。
 - 「法令・解釈」 10 ページ参照
 - 「解説」 11 ページ参照
 - 「厚労Q&A」 13 ページ参照
 - 「関連通知」 14 ページ参照
- ※ 該当する項目がない場合は、ボタンはありません。

A 単位数表(基本告示)

画面左上の「単位数表(基本告示)」ボタンをクリックすると、各サービスに該当する単位数（告示別表に規定されている介護給付費単位数表）が別ウインドウで表示されます。

B 算定構造

画面左上の「算定構造」ボタンをクリックすると、各サービスに該当する介護報酬の算定構造が別ウインドウで表示されます。

〔介護報酬 報酬・加算・減算一覧〕

■ふせん・メモ



■介護 net シリーズ 関連コンテンツ



【ふせん・メモ】

画面右上部の  をクリックすると、ふせんが開き、**保存** をクリックすると、ふせんが設定されます。ふせんには、メモを書き込むことができます。 をクリックすると削除されます。
※メモには500字程度まで入力することができます。

ふせんの内容はマウスポインタを  にあわせると表示され、また介護 net シリーズポータルサイトの「ふせん・メモ」の一覧画面からも確認することができます。

「3-2 ふせん・メモ」22ページ参照

【介護 net シリーズ 関連コンテンツ】

キーワードに関連するコンテンツがある場合には、画面右の枠内に関連コンテンツボタン **関連Q&A** **関連書式** が表示され、クリックするとコンテンツの一覧がポップアップで表示されます。

※「介護運営なるほど net—サービス運営Q&A—」「介護事務らくらく net—書式・規程作成ツール—」をご契約いただくと、該当コンテンツをご覧いただけます。

【介護報酬 法令・解釈】

▶入浴介助加算	法令・解釈	解説		
▶中重度者ケア体制加算	法令・解釈	解説	厚労Q&A	
▶個別機能訓練加算	法令・解釈	解説	厚労Q&A	関連通知

個別機能訓練加算 → 解説

【基本法令】

注8 イからニまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 個別機能訓練加算〈I〉 46単位
ロ 個別機能訓練加算〈II〉 56単位

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第19号） 全文を読む
最終改正：平成27年7月15日

関連告示

十六 通所介護における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算〈I〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この号において「理学療法士等」という。）を一名以上配置していること。
- 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この号において「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等

【解釈通知】

(17) 介護職員処遇改善加算について
訪問介護と同様であるので、2の(2)を参照されたい。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号） 全文を読む

参照

(21) 介護職員処遇改善加算について
介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行することを目的とし平成28年度までの間に限り創設したものである。その内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に

■ 法令・解釈

キーワードに関連する法令（告示）と解釈通知（※）の該当箇所を並べて掲載しています。また、[→ 解説](#) をクリックすると解説が表示されます（11ページ参照）。
※ 解釈通知…基本となる法令（単位数等を定めた告示）の規定についての解釈を記述した通知。

【基本法令】

キーワード（報酬・加算・減算等）を規定している法令（告示）の該当箇所を表示しています。

⇒ [関連告示](#) [関連告示]

単位数等を定めた告示以外の施設基準や利用者の基準を定めた告示の該当箇所を表示しています。

⇒ [準用](#) [準用]

関連告示中で他の規定を準用（※）している場合に、準用先の規定を表示しています。

※ 準用…ある事項に関する規定を、他の類似事項について、必要な修正を加えてあてはめること。

【解釈通知】

上記の基本法令の規定を解釈した通知（解釈通知）の該当箇所を表示しています。

⇒ [参照](#) [参照]

解釈通知中で他を参照・準用している場合に、参照・準用先の箇所を表示しています。

表示している法令・通知については、[全文を読む](#) ボタンをクリックすると、法令・通知の全文が別画面で表示されます。

【介護報酬 法令・解釈】

■解説

栄養改善加算

[→解説](#)

【基本法令】

注11 イからニまでについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1

TOP > 介護報酬 > 通所介護 > 栄養改善加算 > 法令・解釈 > 解説

栄養改善加算

指定通所介護の費用の算定において、管理栄養士の配置や栄養ケア計画の作成などの基準を満たした栄養改善サービスを行った場合は、3か月以内の期間に限り、1か月に2回を限度として、1回につき150単位を加算する。低栄養状態が改善せず、引き続きサービスの提供が必要な場合は、その後も算定できる。

【基本法令】

□ 栄養改善加算

① 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、栄養改善サービス（※1）を行った場合

- a) 管理栄養士を1人以上配置。
- b) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等（※2）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成。
- c) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等がサービスを行い、利用者の栄養状態を定期的に記録。
- d) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価。
- e) 別に厚生労働大臣の定める基準（【関連告示】参照）に適合している指定通所介護事業所。

⇒ 栄養改善加算として、3か月以内の期間に限り1か月に2回を限度として1回につき150単位を加算。

② ただし、栄養改善サービスの開始から3か月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要な利用者については、引き続き算定可。

（※1）低栄養状態にある利用者・そのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施する栄養食事相談等の栄養管理で、利用者の心身の状態の維持・向上に資するもの。

（※2）次の職種の者

- a) 管理栄養士
- b) 看護職員

【解説】

基本法令、関連告示、解釈通知を端的にまとめています。法令・解釈とあわせてご活用ください。
※「解説」は以下のサービスのうち、条文が難解なキーワードを選定して掲載しています。

介護報酬	居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(老人保健施設)、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設
人員・設備・運営基準	居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、ユニット型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユニット型短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設、介護老人保健施設

【介護報酬 法令・解釈】

■ふせん・メモ

入浴介助加算

【基本法令】

注6 イからロまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして認定による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

■介護 net シリーズ 関連コンテンツ

介護 net シリーズ

関連Q&A 関連書式

- 通所介護事業所と同一敷地内ない浴室での入浴介助
- 通所介護計画書
- 看護・介護記録

介護運営なるほど net
—サービス運営Q&A—

検索: すべて

経営主体別 Q&A: 社会福祉法人, 医療法人等, 営利法人

分野別 Q&A: 介護サービス制事業所, 社会福祉法人の施設運営, 運営・管理, 入居・労働, 経理・財務, 総務・法務

ホーム > 分野別 > 介護サービス事業所 > 通所サービス > 通所介護(デイサービス) > 介護予防通所介護 > 通所介護事業所と同一敷地内ない浴室での入浴介助

通所介護(デイサービス)・介護予防通所介護

目次

- 施設の種類の掲載訓練項目について
- 通所介護事業所と同一敷地内ない浴室での入浴介助
- 長介護認定者以外に対する通所介護サービスの提供

Q: 通所介護事業所内に浴室がないため、隣接する温泉公衆浴場を利用することはできますか。

A: 解説をお読みください。

解説

質疑・質問, 変更の理由が必須

【ふせん・メモ】

画面右上部の をクリックすると、ふせんが開き、**保存** をクリックすると、ふせんが設定されます。ふせんには、メモを書き込むことができます。 をクリックすると削除されます。 ※メモには500字程度まで入力することができます。

ふせんの内容はマウスポインタを にあわせると表示され、また介護 net シリーズポータルサイトの「ふせん・メモ」の一覧画面からも確認することができます。

「3-2 ふせん・メモ」22ページ参照

【介護 net シリーズ 関連コンテンツ】

キーワードに関連するコンテンツがある場合には、画面下部の枠内に関連Q&A、関連書式の一覧が表示されます。

※「介護運営なるほど net—サービス運営Q&A—」「介護事務らくらく net—書式・規程作成ツール—」をご契約いただくと、該当コンテンツをご覧いただけます。

【介護報酬 厚労Q&A】

▶ 入浴介助加算	法令・解釈 解説
▶ 中重度者ケア体制加算	法令・解釈 解説 厚労Q&A
▶ 個別機能訓練加算	法令・解釈 解説 厚労Q&A 関連通知



個別機能訓練加算

540 <個別機能訓練加算>

Q 個別機能訓練加算について体制ありと届け出た事業所は、全ての利用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければならないのか。また、利用者全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して加算をとることができないということになるのか。

18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A(vol.1) / 49

A 個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその...

[続きを見る](#)

636 <個別機能訓練加算>

Q 個別機能訓練加算に係る算定方法、内容等について示されたい。

18.4.21 介護制度改革information vol.96 平成18年4月改定関係Q&A(vol.3) / 15

A 当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、介護サービスにおいて、...

[続きを見る](#)

1195 <個別機能訓練加算>

Q 個別機能訓練加算Ⅱの訓練時間について「訓練を行うための標準的な時間」とされているが、訓練時間の目安はあるのか。

24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成24年3月16日)」の送付について / 66

■ 厚労Q&A

- キーワードに関連する厚生労働省Q&A(※)が確認できます。
※ 厚生労働省Q&A…厚生労働省が事務連絡等で発出ししている介護サービス関係のQ&A。
- A(回答)が長文の場合、本文の一部(最初の100文字程)を表示しています。
[続きを見る](#) ボタンをクリックすると、全文が表示されます。

〔介護報酬 関連通知〕

▶ 介護職員処遇改善加算	法令・解釈	解説	厚労Q&A	関連通知
▶ その他加算等			厚労Q&A	

介護職員処遇改善加算

■ 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について 平成24年3月18日 老発0316第2号

老発0316第2号
平成24年3月16日

各都道府県知事あて

厚生労働省老健局長通知

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

今般、平成24年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善の取組として、平成23年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間、介護職員処遇改善加算を創設したところである。

介護職員処遇改善加算の算定については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）並びに「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しますので、御知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いあたっては逸漏なきよう期されたい。

記

1. 基本的考え方

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該交付金の交付を受けていた介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

■ 関連通知

- キーワードに関連した通知が確認できます。
- 通知一覧から、参照したい通知のタイトルをクリックすると、通知全文が別ウィンドウで表示されます。

〔人員・設備・運営基準〕

人員・設備・運営基準 規定事項一覧

通所介護

規定事項

【準用】他サービスの規定を準用しているもの
【条例】規定を条例に委任しているもの→あわせて都道府県・市町村の条例を確認してください。

介護 net シリーズ

事業者指定の単位 解釈

常勤換算方法 解釈 厚労Q&A

勤務延長時間数 解釈 厚労Q&A

通則等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
制定：平成11年8月31日号外厚生省令第37号
平成27年8月1日 時点

最終改正 すべて閉じる

本則

第一章 総則
1条(趣旨)
2条(定義)
3条(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第二章 訪問介護
1条(基本方針)
4条(基本方針)

第二章(上)に關する其他

(定義)
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業者をいう。
二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現れるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者(代理人)当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合のサービスをいう。
六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者数を算出する方法をいう。
(指定居宅サービスの事業の一般原則)
第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

基本事項

基本方針 【条例】

宿泊サービス 解釈 厚労Q&A 関連通知

運営

通所介護計画の作成 【条例】 解釈

利用者の不正行為の通知 【準用】 解釈

青字部分をクリックすると、全国自治体リンクのページにジャンプし、条例を確認することができます。

2-3 人員・設備・運営基準

- 【TOP】画面の「人員・設備・運営基準を探す」ボタンをクリックすると、介護保険サービスの一覧が表示されます。確認したいサービスのボタンをクリックしてください。
(→【2-2 介護報酬】と同様 7ページ参照)
該当サービスの人員・設備・運営基準に関するキーワードの一覧が表示されます。
- キーワードごとに、「解釈」、「解説」、「厚労Q&A」、「関連通知」のボタンがありますので、確認したい情報をクリックしてください。
※ 該当する項目がない場合は、ボタンはありません。

■ 根拠法令

下線がついているキーワードをクリックすると、キーワードを規定した法令の該当条項が、別ウインドウで表示されます。

→ キーワードの後ろに【条例】と表示しているものは、条例に規定を委任しているものです。この場合、法令の定めとは別に地方公共団体で独自の規定を設けている可能性があるため、あわせて都道府県・市町村の条例を確認してください。

→ キーワードの後ろに【準用】と表示しているものは、省令で別のサービスの規定を準用(※)しているものです。この場合、本商品では準用先(別サービス)の規定を表示しています。
※ 準用…ある事項に関する規定を、他の類似事項について、必要な修正を加えてあてはめること。

【人員・設備・運営基準 解釈／厚労Q&A／関連通知】

▶ 利用料・送迎費・食費・日常生活費等
【条例】

解釈 解説 厚労Q&A 関連通知

利用料・送迎費・食費・日常生活費等

【解釈通知】

(1) 利用料等の受領

- ① 居宅基準第96条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の1の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。
- ② 同条第3項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、
 - イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - ロ 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
 - ハ 食事の提供に要する費用
 - ニ おむつ代
 - ホ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）

全文を読む

参照

- ① 居宅基準第20条第1項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割（法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

■ 解釈

キーワードに関連する解釈通知 ※ の記述を確認できます。

※ 解釈通知…基本となる法令（人員・設備・運営基準を定めた省令）の規定についての解釈を記述した通知。

【解釈通知】

解釈通知のうち、キーワードに関する規定を解説した箇所を表示しています。

⇒ 参照 [参照]

解釈通知中で他を参照・準用 ※ している場合に、参照・準用先の箇所を表示しています。

※ 準用…ある事項に関する規定を、他の類似事項について、必要な修正を加えてあてはめること。

【解説】

基本法令、関連告示、解釈通知をまとめた解説が確認できます。

(→ 【2-2 介護報酬】と同様 11ページ参照)

■ 厚労Q&A

キーワードに関連する厚生労働省Q&A ※ が確認できます。

※ 厚生労働省Q&A…厚生労働省が事務連絡等で発出している介護サービス関係のQ&A。

(→ 【2-2 介護報酬】と同様 13ページ参照)

■ 関連通知

キーワードに関連した通知が確認できます。

(→ 【2-2 介護報酬】と同様 14ページ参照)

【キーワード検索】

キーワード検索

通知・Q&A・解説の検索が行えます。
キーワードを入力して「検索」ボタンをクリックしてください。

栄養マネジメント

すべて
すべて
タイトル(通知名・Q・解説名)

検索結果 ▶ 通知 6件 ▶ Q & A 30件

1 2 3 >

03 施設サービス共通 <栄養マネジメント加算>

Q 入院又は外泊により食事の提供が行われない日について、**栄養マネジメント加算**を算定できるのか。

17.10.27 介護制度改革information vol.37 平成17年10月改定Q&A(通補版)等について

A 入院又は外泊期間中は**栄養マネジメント加算**は算定できない。

03 施設サービス共通 <栄養マネジメント加算>

Q **栄養マネジメント加算**について、家族が食事を持ち込む場合、算定可能か。その場合、アセスメントの作成やカンファレンスは必要か。

17.9.7全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料 平成17年10月改定関係Q&A

A 御指摘のようなケースについても、**栄養マネジメント加算**の算定の要件が満たされている場合には、算定が可能である。なお、仮に算定が困難な場合においても、入所者の低栄養状態に留意することは必要である。

03 施設サービス共通 <栄養マネジメント加算>

2-4 キーワード検索

- 通知・厚生労働省Q&A(※)・解説について、フリーキーワードによる検索が行えます(法令は検索の対象外になります)。
※ 厚生労働省Q&A…厚生労働省が事務連絡等で発出している介護サービス関係のQ&A。
 - 検索したいキーワードを入力します。複数語を組み合わせる場合は、キーワードの間にスペースを入れてください。
 - 通知・厚生労働省Q&A・解説の全文を対象とした検索のほか、通知タイトル・Q・解説名のみを検索の対象にすることができます。プルダウンから選択してください。
- ボタンをクリックすると、通知・厚生労働省Q&A・解説それぞれの検索ヒット件数が表示されます。
- 検索結果のうち通知・Q&A・解説のいずれかをクリックすると、該当するものの一覧が表示されます。ヒットしたキーワードが黄色くマークされています。
 - 閲覧したい通知・解説のタイトルあるいはQ&AのQをクリックすると、別ウィンドウで全文が表示されます。

〔目次検索〕

目次検索 全部開く

- 第1編 基本法
- 第2編 要介護認定
- 第3編 介護報酬**
- 第4編 利用者負担助成
- 第5編 人員・設備・運
- 第6編 会計・税
- 第7編 指定・指導監督
- 第8編 介護サービスの
- 第9編 介護従事者
- 第10編 地域支援事業
- 第11編 老人福祉
- 第12編 高齢者住宅
- 第13編 社会福祉
- 第14編 高齢者虐待防止
- 第15編 障害者福祉
- 第16編 医療
- 第17編 関係法令
- 介護サービス関係Q&A

目次検索 全部開く

- 第1編 基本法
- 第2編 要介護認定
- 第3編 介護報酬
 - 第1章 報酬単位
 - 第1節 居宅介護支援・居宅サービス・施設サービス
 - 法令** 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二告示第十九号）
 - 法令** 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二告示第二十号）
 - 法令** 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十省告示第二十一号）
 - 通知** 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日表）
 - 通知** 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

各都道府県介護保険主管部（局）長あて
厚生省老人保健福祉局企画課長通知

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

沿革
平成15年3月3日老老発第0303001号、17年6月29日老給発第0629001号、老介発第0629001号、老計発第0629001号、老振発第0629001号、老老発第0629001号、9月7日老計発第0907001号、老振発第0907001号、老老発第0907003号、18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号、6月8日老計発第0808001号、老振発第0808001号、老老発第0808001号、9月19日老振発第0919001号、老老発第0919001号、19年3月30日老振発第0330001号、老老発第0330003号、20年7月29日老計発第0729001号、老振発第0729001号、老老発第0729001号、9月1日老計発第0901001号、老振発第0901001号、老老発第0901001号、21年3月6日老計発第0306001号、老振発第0306001号、老老発第0306002号、4月21日老振発第0421001号、24年3月19日老高発0318第1号、老振発0318第1号、老老発0318第5号改正

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号）については、本年2月10日に公布されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「居宅サービス単位数表」という。）のうち訪問介護費から

2-5 目次検索

法令集などの書籍の目次のように、法令・通知及び厚生労働省Q&Aを体系的に探すことができます。

■ 法令・通知の検索

- 各編をクリックすると章が、章をクリックすると節が表示されます。章・節をクリックすると、法令・通知が表示されます。
- 表示された法令・通知のタイトルをクリックすると、別ウィンドウで全文が表示されます。

全部開く ボタンをクリックすると、すべての編・章・節が展開されて、すべての法令・通知が表示されます。

※すべての法令・通知を表示させた状態でブラウザのページ内検索機能を使うと、法令・通知のタイトルの検索ができます。

〔目次検索 介護サービス関係Q&A〕

目次検索

全部開く

- 第1編 基本法
- 第2編 要介護認定
- 第3編 介護報酬
- 第4編 利用者負担助成等
- 第5編 人員・設備・運営基準
- 第6編 会計・税
- 第7編 指定・指導監督
- 第8編 介護サービスの情報公表
- 第9編 介護従事者
- 第10編 地域支援事業等
- 第11編 老人福祉
- 第12編 高齢者住宅
- 第13編 社会福祉
- 第14編 高齢者虐待防止
- 第15編 障害者福祉
- 第16編 医療
- 第17編 関係法令
- 第18編 介護サービス関係Q&A**

介護サービス関係Q&A

- 01 全サービス共通
- 02 居宅サービス共通
- 03 施設サービス共通
- 04 地域密着型サービス共通
- 05 訪問系サービス共通
- 06 通所系サービス共通**
- 11 訪問介護事業
- 12 訪問入浴介護事業
- 13 訪問看護事業
- 14 訪問リハビリテーション
- 15 居宅療養管理指導
- 16 通所介護
- 17 通所リハビリテーション
- 18 短期入居
- 19 短期入所
- 20 特定施設入居者生活介護
- 21 福祉用具貸与
- 22 特定福祉用具貸与
- 23 居宅介護支援
- 24 介護老健
- 25 介護老人保健施設
- 26 介護療養型医療施設

■ 介護サービス関係Q&Aの検索

- 編体系の後にある「介護サービス関係Q&A」をクリックすると、厚生労働省Q&A※のサービス別カテゴリが表示されます。
 ※ 厚生労働省Q&A…厚生労働省が事務連絡等で発出している介護サービス関係のQ&A。
- 検索したいサービスをクリックすると、Q&A一覧の該当サービスの箇所に別ウィンドウで遷移しますので、参照したいQ&Aを確認してください。

06 通所系サービス共通

<同一建物居住者等に通所系サービスを行う場合の減額>

Q 「建物の構造上自力での通所が困難」とは、具体的にどのような場合か。

24.3.16 事務連絡 介護報酬最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A [Vol.1] | 平成24年3月16日」の通知について

A 当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合を指す。

<サービスの提供時間>

Q 同一の利用者が利用日ごとに異なる提供時間数のサービスを受けることは可能か。

24.3.16 事務連絡 介護報酬最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A [Vol.1] | 平成24年3月16日」の通知について

A 適切なアセスメントを経て居宅サービス計画及び通所サービス計画がそのような時間設定であれば、利用日によってサービス提供時間が異なることはあり得るものである。

<サービスの提供開始と終了>

Q サービスの提供開始や終了は同一単位の利用者について同時に行わなければならないか。

24.3.16 事務連絡 介護報酬最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A [Vol.1] | 平成24年3月16日」の通知について

〔関連資料〕

介護保険さがせる net
—介護報酬・運営基準—

TOP 介護報酬 運営基準 キーワード検索 目次検索 関連資料

介護保険法・介護報酬 関連資料

介護保険法改正や介護報酬改定に関する通知等の行政資料を年度別にご提供します。

平成23・24年度

- 平成24年度 介護保険法改正
- 平成24年度 介護報酬改定

平成25年度

- 介護保険関連の改正等
- その他の改正等

資料一覧 (平成24年 介護保険法改正)

- 介護保険法改正全般
 - 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について【平成24年4月6日 老発第0406第13号】
 - 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等 関係する省令の公布について【平成24年1月30日 老発第0130第2号】
 - ↑ (新旧対照表)
 - 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の公布について【平成24年1月30日 老発第1202第2号】
 - ↑ (説明表)
 - ↑ (新旧対照表)
 - 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行について【平成23年6月22日 老発第0622第1号】
- 地域主権一括法関連
 - 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係)【平成24年4月1日 老発第0401第1号】

老発第0406第13号
平成24年4月6日

都道府県知事 殿

厚生労働省 老健局長

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」については、平成23年6月22日に公布され、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行することとされている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第1号）」については、平成24年4月1日に公布され、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行することとされている。

2-6 介護保険法・介護報酬 関連資料

平成 23 年度以降の介護保険法改正や介護報酬改定等に関する通知等の行政資料と社会保障審議会介護給付費分科会資料、介護保険担当課長会議資料などをご覧いただけます。

- 年度別のフォルダでは、当該年度に実施された制度改正の項目（介護保険法改正／介護報酬改定など）が表示されます。

制度改正の項目をクリックすると、当該制度改正に関する資料の一覧が表示されます。

参照したい資料をクリックすると、資料の全文がPDFファイルで表示されます。

- 社保審介護給付費分科会のフォルダをクリックすると、開催回ごとに配布資料がご覧いただけます。
- 介護保険担当課長会議フォルダをクリックすると、開催日ごとに配布資料をご覧いただけます。

[介護net シリーズポータルサイト TOP画面]

介護net シリーズ

様 [ログアウト](#) [お問い合わせ](#) 第一法規

ふせん・メモ メールマガジン 全国自治体リンク

あなたの『知りたい』をたずけます

介護保険さがせるnet
介護報酬の算定要件・運営基準を知りたい方はこちら

介護運営なるほどnet
サービス運営のヒント(Q&A)を知りたい方はこちら

介護事務らくらくnet
書類・規程を作りやすい方はこちら

お知らせ

2014.09.18	介護運営なるほどnet	【コンテンツを更新しました】
2013.06.20	介護保険さがせるnet	【コンテンツを更新しました】 ⋮ ○法令・通知を新規掲載しました。 ○掲載法令および掲載通知の内容現在を更新しました。 詳細は『介護保険さがせるnet』をご確認ください。
2013.05.28	介護保険さがせるnet	【「改正資料」を更新しました】 「改正資料」の「平成25年度—介護保険関連の改正等」に通知等を掲載いたしました。 詳細は『介護保険さがせるnet』をご確認ください。

[過去のお知らせを見る](#)

3 介護netシリーズ ポータルサイト

3-1 TOP画面

- 介護net シリーズ ポータルサイトのトップ画面です。



各ボタンから、ご契約中の商品をご利用いただくことができます。

【ふせん・メモ】

3-2 ふせん・メモ

- 『介護保険さがせる net—介護報酬・運営基準—』『介護運営なるほど net—サービス運営 Q&A—』『介護事務らくらく net—書式・規程作成ツール—』の各商品で付けた「ふせん・メモ」が一覧表示されます。
- 任意のタイトルで「フォルダ」を作成し、「ふせん・メモ」をフォルダごとに管理することも可能です。
- 選択した「ふせん・メモ」は、 ボタンで作成したフォルダに移動、 ボタンで削除できます。

【メールマガジン】

The screenshot shows the 'Kaigo net' website interface. At the top, there are navigation links for 'ログアウト' and 'お問い合わせ', and the text '第一法規'. Below this is a menu with 'ふせん・メモ', 'メールマガジン', and '全国自治体リンク'. The main content area is titled 'メールマガジン' and shows the issue '2015年10月9日号'. A sidebar on the left lists back numbers from 2015. A red box highlights the link 'メルマガの配信設定はこちら' in the top right, with a red arrow pointing to a modal window. The modal window is titled 'メールマガジンの配信設定・変更' and contains a list of products with checkboxes for subscription status. The list includes: 「こんなときどうするネット」メールマガジン, 第一法規「介護運営なるほどnet」メルマガ, 「会社で使える書式と文例」メールマガジン, 「危険物セレクション」メールマガジン, 第一法規『税務・会計データベース』事務局, 第一法規『会社税務積義Digital』編集部, 第一法規『会社税務事例Digital』編集部, and 「Check&Draft 国際契約」メールマガジン. At the bottom of the modal are buttons for 'メールマガジンの配信設定・変更する' and 'クリア'.

3-3 メールマガジン

- 毎月2回定期配信のメールマガジンのバックナンバーが表示されず。
- 画面右上にある「メルマガの配信設定はこちら」のリンクからメールマガジンの配信停止・配信再開の設定を変更することができます。

介護 net シリーズ ログアウト お問い合わせ 第一法規

ふせん・メモ メールマガジン **全国自治体リンク**

ホーム > 全国自治体リンク > 全国

全国自治体リンク

自治体

- ・全国
- ・北海道・東北
- ・関東
- ・中部
- ・近畿
- ・中国
- ・四国
- ・九州・沖縄

北海道・東北

中国 近畿 中部 関東

九州・沖縄 四国

〔全国自治体リンク〕

3-4 全国自治体リンク

- 全国の自治体の条例と介護保険担当課のリンク集です。
- 地域・都道府県を選択すると、絞り込み表示をすることができます。

北海道・東北

都道府県

- ・全国
- ・北海道
- ・青森県
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・秋田県
- ・山形県
- ・福島県

北海道

北海道	条例	介護保険担当課	札幌市	政令市	条例	介護保険担当課
西條市	中核市	条例	介護保険担当課	小樽市	条例	介護保険担当課
旭川市	中核市	条例	介護保険担当課	室蘭市	条例	介護保険担当課
網走市	条例	介護保険担当課	帯広市	条例	介護保険担当課	
北見市	条例	介護保険担当課	夕張市	条例	介護保険担当課	
岩手県	条例	介護保険担当課	網走市	条例	介護保険担当課	
留萌市	条例	介護保険担当課	苫小牧市	条例	介護保険担当課	
稚内市	条例	介護保険担当課	美瑛市	条例	介護保険担当課	
戸別市	条例	介護保険担当課	江別市	条例	介護保険担当課	
赤平市	条例	介護保険担当課	紋別市	条例	介護保険担当課	
士別市	条例	介護保険担当課	名寄市	条例	介護保険担当課	
三笠市	条例	介護保険担当課	根室市	条例	介護保険担当課	

◆ ご利用マニュアル 改訂履歴

バージョン	改訂箇所	作成日
Version 1.0	第1版発行	2012年12月
Version 1.1	第2版発行	2013年2月
Version 1.2	第3版発行	2013年3月
Version 2.0	推奨環境、2-2 介護報酬、2-3 人員・設備・運営基準、2-5 目次検索	2013年12月
Version 2.1	ユーザIDの変更	2014年2月
Version 2.2	推奨環境	2014年4月
Version 3.0	ふせん・メモ機能、介護 net シリーズ関連コンテンツへのリンクなど	2014年10月
Version 4.0	解説コンテンツの追加	2015年10月

当サイトの著作権・転載等について

- 当サイト・サービスに係るすべてのデータ、ソフトウェア等の知的財産権その他一切の権利は第一法規株式会社へ帰属します。
- 当サイト・サービス全体ならびに当サイト・サービス中に掲載されるデータ・ソフトウェア（テキスト、画像、検索システム、インターフェースデザイン等）について、その全部または一部の無断複製、改編、転載、転用、公衆送信、頒布等を禁止します。ただし、私的使用および著作権法上認められた行為としての出所を明示した一部引用はこの限りではありません。
- 当サイト・サービスに掲載するコンテンツまたは各ページの URL は、予告なしに変更する場合があります。ご了承ください。

免責

第一法規株式会社は、当サイト・サービスを利用したことまたは利用できなかったことによる利用者または第三者の損害に対していかなる責任も負わないものとします。

商品に関するお問い合わせ

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

【フリーダイヤル】TEL : 0120-203-694

(受付時間 : 9:00~17:30 土・日・祝日・年末年始を除く)

【ホームページ】<http://www.daiichihoki.co.jp/>

(ホームページ上段「お客様サポート」より

「各種お問合せ：フォームによるお問合せ」をご利用ください。24時間・365日受付)